

鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第19号

鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号。以下「条例」という。)

第6条第4項の規定に基づき、人権相談窓口の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(名称、設置場所及び所掌機関)

第3条 条例第6条第1項の規定により設置された人権相談窓口の名称、設置場所及び所掌機関は、次のとおりとする。

名称	設置場所	所掌機関
本庁相談窓口	鳥取市	総務部人権局
中部相談窓口	倉吉市	中部総合事務所県民局及び総務部人権局
西部相談窓口	米子市	西部総合事務所県民局及び総務部人権局

(人権相談窓口が行う支援)

第4条 人権相談窓口は、専門的知見を活用しながら相談に係る当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、必要に応じて次に掲げる支援を行う。

- (1) 相談業務の提供
- (2) 相談内容の問題点等の整理
- (3) 相談者への支援方策等の総合的な検討
- (4) 相談者への助言及び情報提供
- (5) 条例第6条第2項第2号の紹介(以下単に「紹介」という。)
- (6) 紹介により相談者が関係機関に相談等を行う場合における関係機関への相談内容の伝達、関係機関への同行及び関係機関の対応状況の把握(相談者の依頼を受け、又は承諾を得て行うものに限る。)
- (7) ケース会議(相談者への支援方策等を関係機関とともに検討する会議をいう。以下同じ。)の開催
- (8) 人権に関する相談に係る情報を共有するための連絡会議の開催
- (9) 関係者への必要な説明及び助言
- (10) 前各号に掲げるもののほか必要な支援

2 人権相談窓口は、紹介によって相談者が関係機関へ相談等をした後においても、人権相談窓口において必要に応じて助言等をし、及び継続して相談者を支援するものとする。

3 県の機関は、第1項第6号から第8号までの支援(次項において「連携支援」という。)について人権相談窓口から協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

4 人権相談窓口は、県の機関以外のものに対し、連携支援について必要に応じて協力を求めるものとする。

(相談員)

第5条 前条に規定する支援を行うため、人権相談窓口に、相談員を配置する。

2 相談員は、相談業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門相談員)

第6条 知事は、人権相談窓口において相談者に対し専門的知見に基づく支援を行うため、人権問題に関する専門的な識見を有し、かつ、人権侵害を受けた者を十分に理解した上で適正な判断を行うことができると認められる者のうちから専門相談員を委嘱するものとする。

2 専門相談員は、専門的知見、行政機関とは異なる立場からの意見等を必要とする場合において、相談員からの依頼に応じて次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者又は相談員に対する助言

(2) 関係機関に対する助言

(3) ケース会議への出席及び助言

(4) 前3号に掲げるもののほか相談者、相談員又は関係機関に対する必要な支援

3 専門相談員は、相談業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その委嘱が終了した後も同様とする。

(相談内容の記録)

第7条 人権相談窓口は、相談者から受けた相談の内容、当該相談に対する対応状況等を記録し、及び適切に管理するものとする。

(支援に当たっての人権に対する配慮)

第8条 人権相談窓口は、支援を行うに当たり、相談者をはじめすべての者の人権に十分配慮しなければならない。

(対応状況等の公表)

第9条 人権相談窓口は、その受け付けた相談の件数、相談に対する対応状況等について、毎年度1回、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則の一部改正)

2 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則(平成8年鳥取県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号) <u>第8条第5項</u> の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年 <u>7月</u> 鳥取県条例第15号) <u>第7条第5項</u> の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。